



就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給のお知らせ

桶川市では、お子様が学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。

令和8年度に小学校へ入学する保護者の方に新入学学用品費を入学前（3月上旬）に支給いたします。

○対象者 以下の1～4全てに該当する方

- 1 令和8年4月に桶川市立小学校へ入学予定のお子様がいる方
 - 2 令和8年2月1日現在桶川市に住民登録がある方
 - 3 生活保護を受けていない方
 - 4 学用品費等の支払いが困難な方
- ※ 援助を受けるためには、審査により認定される必要があります。
- ※ 桶川市立小学校入学前に転出予定の方は支給対象外となります。
- 転出先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

○審査結果・支給金額・支給時期

審査結果 令和8年2月上旬にご自宅に郵送
支給金額 新入学学用品費 57,060円（定額）
支給時期 令和8年3月上旬に指定された保護者口座に振込

○援助を受けられる所得の目安

世帯人数	世帯構成（年齢）	令和6年中の世帯の総所得金額	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	父（35）子（9）	188万円程度	262万円程度
3人	母（35）子（9・5）	233万円程度	307万円程度
3人	父（42）母（37）子（9）	249万円程度	324万円程度
4人	父（42）母（37）子（9・5）	289万円程度	364万円程度
4人	母（43）子（14・9・4）	314万円程度	388万円程度
5人	父（45）母（43）子（14・8・2）	361万円程度	435万円程度

※上記の家族構成での目安です。各ご家庭の人数や年齢などにより異なります。

※住民登録上は世帯が別でも、同居している方がいる場合は、その方の所得も含めて審査を行います。

※別居している場合でも配偶者については、その方の所得も含めて審査を行います。

※目安の金額は変更になる場合があります。

申請方法

次の①～③を揃えて、入学予定の小学校または学務課（月～金曜日 8：30～17：15）へ提出してください。

①**新入学児童生徒学用品費支給申請書**（小学校、学務課にあります。市のホームページからダウンロードすることもできます。）

②**令和6年中の所得の分かる書類**（例：所得証明書、源泉徴収票、確定申告書写し、年金受給金額の分かる書類など）

所得に基づいて審査を行いますので申告をお願いします。

※ ただし、以下の方はそのことを証明する書類の写しを添付することで所得を証明する書類を省略することができます。

- ・児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ・生活福祉資金の貸付

③**賃貸住宅の方は、住居の所在地、契約者、契約期間、家賃等が分かる書類**

（現在有効な契約期間の契約書の写しが契約更新等により手元にない場合は、最新の契約書の写しと現在支払いをしている金額のわかる書類の写し）

○申請期間

令和7年11月10日（月）～令和8年1月9日（金）まで

（土日祝日、令和7年12月29日～令和8年1月3日の閉庁期間を除く）

注意事項

- ★ この申請は「新入学児童生徒学用品費」のみ適用になります。
- ★ 受給後に転出等で桶川市立小学校へ入学されなかった場合は、返納していただきます。返納されなかった場合、桶川市にて受給済みであることを転出先市町村へ情報提供します。
- ★ 新入学学用品費を入学前に受給したい方は期日内（令和8年1月9日（金）まで）に必ず申請してください。
- ★ 4月入学以降「就学援助費」を受けたい方は、令和8年2月以降に改めて「就学援助費支給申請書」等を提出してください。なお、その際は令和7年中の所得が分かる書類等を添付してください。
- ★ 入学前に「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けず、入学後4月中に就学援助の認定を受けた方には、1学期分と一緒に7月下旬頃に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。



問い合わせ先

桶川市役所4階

桶川市教育委員会 学務課

☎ 048-788-4969（直通）